第２章　医の倫理審査委員会設置等

第 4 条　設置

1　当病院に医の倫理審査委員会（以下、委員会という）を以下のとおり設置する。なお、委員会は、院長の諮問機関として位置付けられるものとする。

設置者：医療法人徳洲会　札幌南徳洲会病院　院長
名　称：医療法人徳洲会　札幌南徳洲会病院　医の倫理審査委員会
所在地：北海道札幌市清田区里塚一条 2-20-1

第 5 条　委員の構成及び選出等

1　院長は委員を指名する。なお、院長は自ら委員にはなれないものとする。また、第２項の委員は院内の他の委員会委員と兼任できるものとする。

2　委員会は、次の各号にあげる委員をもって構成する。

1)　医学・医療の専門家等自然科学の有識者
2)　事務長
3)　総務に従事する者
4)　その他院長が認めた者
5)　5 名以上
6)　男女両性

3　委員長及び副委員長は委員の中から委員全員の互選により選出するものとする。なお、外部委員を委員長に選出することも可とする。

4　委員長は委員会を運営・招集し、その議長となる。

5　委員長が事故等により不在の場合は、副委員長がその職務を代行するものとする。

6　委員の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。ただし、補欠により、指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条　専門委員会等

1　委員会に、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができるものとする。

2　委員長は、専門家の意見が必要と判断した場合、必要な専門家の意見を聴くことができるものとする。

第 7 条　委員会の責務

1　委員会は、医療倫理の四原則（自律尊重原則、無危害原則、善行原則及び正義原則）に従って、全ての患者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。

2　委員会は、特別な配慮を必要とする者を対象者とする当該医療行為の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

3　委員会は、個人情報保護、並びに倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から、中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない。

4　委員会は、倫理的、科学的及び医学的妥当性、また宗教的要素を含んだ人権尊重の観点から、当該医療行為の実施・継続等に関する審査を適切に行わなければならない。

第 8 条　守秘義務

1　委員会の委員及びその事務に従事するものは、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはいけない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。